

執筆投稿規程

本規程は、感情心理学研究(以下、本誌)へ投稿される論文の執筆と投稿の方法について規定するものである。

<はじめに>

1. 本誌は、広く感情に関わる心理学的研究を掲載する。完成された研究成果はもとより、斬新な発想や将来性に富む、すぐれた研究を求める。
2. 本誌に使用する言語は、原則として日本語または英語とする。
3. 投稿論文は未公刊のものに限られる。他誌に投稿中のものは投稿できない。
4. 本誌は会員による投稿を前提とするが、上記1項の趣旨に照らして非会員からも広く投稿を受け付ける。但し、非会員の場合には審査料・掲載料などに関して会員と異なる規則が適用される(下記<費用等>の項参照)。
5. 本誌に掲載された投稿論文の著作権は、オンラインジャーナルでの公開も含めて日本感情心理学会に帰属する。

<論文の区分>

6. 掲載論文の区分は以下の通り。

原著：オリジナルな内容の実証的研究論文。図表および引用文献を含め、刷り上がり10ページまでの長さ(日本語全角で17,220文字が目安)を原則とする。

短報：オリジナルな内容の実証的研究論文のうち、試験的な内容のものを短くまとめた報告。図表および引用文献を含め、刷り上がり6ページまでの長さ(日本語全角で10,332文字が目安)を原則とする。

展望：特定の理論に関する論理的考察を展開した論文や、公表された先行研究を総合的に概観した文献研究的論文、レビュー。分量は原著に準ずる。

資料：興味深い観察や少数事例についての報告、研究の基礎的材料や情報を提供する論文。分量は原著に準ずる。

その他：他の論文や理論などに対するコメント、依頼論文など、上記の区分には当てはまらないが、本学会の編集委員会が会員に有益と認めた論文。雑誌に掲載される論文区分名は、委員会の議により、「招待論文」「特別寄稿」「コメント」など、適切な区分名を付す。分量は原著に準ずる。

<提出先>

7. 論文投稿は、原則的に学会ホームページにリンクされているJ-STAGEのオンラインシステムを通じて行うこと(<http://mc.manuscriptcentral.com/jsre>)。査読も原則的にこのオンラインシステムを通じて行う。

<提出手続きと提出内容>

8. 投稿はオンラインシステムの指示に従って入力・選択し、定められたファイルをアップロードすることによって行う。操作については学会ホームページにも説明がある（「電子投稿の手引き」を参照）。
9. ファイルとして用意するものは以下の3点である。
 - ① 原稿・要旨ファイル：査読の便のため、英文要旨とその和訳、本文、適切にレイアウトされた図表で構成されたファイルを提出すること。原著・短報など、それぞれの分量に留意。また、査読に用いるファイルなので著者情報を含まないよう留意。本規程に定めのない詳細については、原則として日本心理学会（編）“執筆・投稿の手引き（2005年改訂版）”に準拠する。
 - ② 著者情報・表題：表題、著者名、所属機関名、代表著者住所（連絡先）について和文・英文を併記する。スタイルは原稿・要旨ファイルに準じる。
 - ③ その他ファイル：高品質の図表を送付したい場合のみであり、審査の初期段階では必須ではない（掲載決定後に提出も可能）。

<費用等>

10. 会員による投稿については、投稿審査料および掲載料を無料とする。非会員による投稿については、投稿審査料として5,000円、掲載料として、原著・展望・資料の場合10,000円、短報・その他の場合5,000円とする。ただし、非会員が論文投稿と同時に日本感情心理学会への入会申込みを行い、後日会員となった場合には会員と同様に、投稿審査料および掲載料を無料にする。
11. カラー印刷・写真の掲載には別途費用を請求する。おおよその目安として、カラー印刷経費は1ページあたり50,000円、写真の掲載経費は白黒で一葉あたり1,000円、カラーで1ページあたり50,000円とする。
12. その他、通常の印刷とは異なる材料の掲載については、編集事務局に問い合わせること。
13. 別刷りは有料とする。論文のページ数に応じて金額が変わるため、編集事務局に問い合わせること。

<その他>

14. 本誌の査読は、別に定める審査規程・編集規程に従って公正に行う。
15. 査読者による査読、投稿者による修正、ともに迅速に行うため、双方に期間的制約を設ける。詳細は審査規程参照のこと。
16. 採択された論文は原則として受理された順に掲載される。

17. 本誌に掲載された論文の原稿は，原則として返却しない。
18. 本規程の改廃は，委員会で審議，決定し，常任理事会へ報告する。

付記

1. 本規程は2007年11月25日より施行する。
2. 本規程は2007年12月3日，委員会で審議，決定を経て，第7項④，第8項，第10項，第11項，第16項の修正が常任理事会へ報告された。
3. 本規程は2009年4月21日，委員会で審議，決定を経て第15項の修正が常任理事会へ報告された。
4. 本規程は2009年5月29日，委員会で審議，決定を経て，前文および第6項から第20項の修正が常任理事会へ報告された。